

令和 2 年 6 月 15 日

各務原市内の地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所の長各位

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

各務原市介護保険課の山村と申します。

令和 2 年 6 月 1 日付けで厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 12 報)」(介護保険最新情報 Vol.842)が発出され、利用者の同意が得られた場合に 2 区分上位の報酬を一定回数算定できるという臨時的な取扱いが示されたところですが、一定以上長時間のサービスを提供している事業所においては、延長加算を取ることが可能となっています。

この延長加算の取得にあたっては、体制等状況一覧表等の書類を各務原市へ提出いただくことが必要となります。該当する事業所におかれましては、介護保険最新情報 Vol.842 を必ずご確認の上、適切に取り扱いいただきますようお願いいたします。必要書類については、添付の 01~03 をご提出ください。

提出期限

6 月分及び 7 月分から算定⇒令和 2 年 6 月 22 日(月)(必着)

8 月以降から算定⇒算定開始月の前月 15 日まで

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 山村 彩乃

〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69

TEL 058-383-1111 (内線:2544)

FAX 058-383-6365

E-mail yamamura-ayano@city.kakamigahara.lg.jp
